

財産分与の決定において、多額の財産を相続していた事情を考慮した事例

【文 献 種 別】 決定／東京高等裁判所
【裁判年月日】 令和 4 年 3 月 25 日
【事 件 番 号】 令和 3 年（ラ）第 2856 号
【事 件 名】 財産分与審判に対する抗告事件
【裁 判 結 果】 変更
【参 照 法 令】 民法 768 条
【掲 載 誌】 判タ 1510 号 200 頁、家判 42 号 37 頁
◆ LEX/DB 文献番号 25595877

慶應義塾大学名誉教授 犬伏由子

事実の概要

X（元妻）・Y（元夫）は、1985（昭和 60）年 12 月に婚姻をした。Y は、婚姻当時、大学生であり、大学卒業後、大学院に進学し、婚姻 13 年後に、税理士資格を取得した。その後、Y は税理士事務所を経営するとともに、有限会社の代表者となっている。X は、婚姻後は専業主婦として、3 人の子らの育児と家事を担ってきた。2015（平成 27）年 8 月 10 日、Y は、自宅を出て、X と別居し、離婚請求を行い、2019（令和元）年 8 月 22 日に離婚判決が確定した。同年 11 月に X が、Y を相手方として申し立てた財産分与の調停が審判に移行した。

原審において、提出されていた「婚姻関係財産一覧表」には、X 名義及び Y 名義の財産として、不動産、預金、株券などの積極財産及び債務などの各種の財産が記載されていた。原審は提出された「婚姻関係財産一覧表」に基づいて、清算的財産分与の対象財産の範囲の判断を行ったが、Y が父親らから多額の財産を相続していたことから、Y 名義の財産について、特有財産の認定が争点となった。中でも、数件の Y 名義預金に関して、Y 側が、Y 名義の各預金口座の基準日における残高のうち、2882 万 7500 円は、Y の父から相続した特有財産であると主張したのに対し、原審は、Y が父親から同額を相続したことは認められるが、この相続した預金が、各預金口座に入金され、基準日における残高の中に残存していたことを裏付ける資料はないとして、Y の主張を退けた。た

だし、原審は、Y 名義の預金口座のうち、定期預金の基準日における残高が 2474 万 9875 円であった預金口座については、Y による払い戻し及び預け入れの事実経過から、そのうちの 974 万 9875 円の定期預金については、Y がその父から相続した預金（Y が主張した 2882 万 7500 円の中の、預金 2 口総計 888 万 1229 円に相当する預金部分）が継続して維持、増殖されてきたものであると認められるとして、Y の特有財産と認定した。原審は、清算的財産分与対象財産の認定及びその評価を踏まえ、X ・ Y の寄与度を同等と評価し、Y に対して、財産分与として総額 5441 万円を X に支払うべきとした。これに対して、Y が抗告を行った。

決定の要旨

「当裁判所は、原審と異なり、Y は、X に対し、財産分与として 5000 万円を支払うことを命ずるのが相当であると判断する。」

（原審判断を変更した理由にかかわる部分についての要旨は、以下の通りである。）

Y が、Y の父から、計 2882 万 7500 円の預金を相続したことが認められるが、「このうちの 888 万 1229 円は後記（3）の番号 2－6 の預金において考慮されており、残額については」、この相続した預金が番号 2－1 ないし 2－5 の各預金の口座に入金され、基準時における残高の中に残存していたことを「認めるに足りる的確な資料はないから」Y の主張は採用できない。「もっとも、Y の相続した 2882 万 7500 円の預金は高

額であり、Xには収入がなく、一方でYの基準日までの収入に照らして、同相続預金の取得は、後記（3）の番号2－6の預金において考慮する部分を除き、資料上は特定できないものの、基準日におけるY名義の財産を増加させ、あるいはその費消を免れさせたものと推認できるから、それを本件における財産分与において、合理的な範囲で考慮するのが相当であるので、後記認定のとおり、上記相続預金の取得の事実を財産分与における一切の事情として考慮することとする。」

X名義の資産及びY名義の資産の合計1億1138万4415円の2分の1に当たる5569万2208円から、X名義の資産の合計128万0233円を控除すると、5441万1975円となるが、Yは、「父死亡による相続により約2883万円もの多額の預金を相続しており、上記3（3）の番号2－6の預金において考慮した約888万円の預金を控除しても、約2000万円の預金を取得していたものであるから、これらの預金により、基準時財産が増加し、あるいは支出を免れたことが推認されるところ、これらの事情のほか、本件に現れた一切の事情を考慮すれば、YからXに対し、財産分与として5000万円を支払うものとするのが相当である。」

判例の解説

一 本件事案の特徴と本件決定の意義

本件は、婚姻期間約33年（そのうち同居期間は約29年）の夫婦について、離婚後に、妻が財産分与請求を行った事案である。本件では、清算的財産分与の対象財産の範囲に関して、夫名義の財産についての特有財産性が争点となった。婚姻中に夫は、父からの相続や資金援助によって、不動産持分権、多額の預貯金等を取得していたが、これらが、基準時における夫名義の財産の中に存在するとして、夫は特有財産性を主張した。原審において、夫名義の不動産に関しては、その2分の1は、父からの相続により取得した特有財産に当たると認定された。しかし、夫名義の預金に関しては、父から相続した多額の預金の一部についてのみ、これが夫名義の預金として継続して維持、増殖されたものとして特有財産と認定され、これ以外は、特有財産と認める証拠がないとした。結果として、原審における夫から妻への財産分与

額は、5441万円とされた。これに対し、本決定は、原審による夫名義の預金に関する特有財産部分の認定判断自体は維持しており、清算対象財産の範囲及びその額についての判断は原審と同様といえる。しかし、夫名義の預金の中で特有財産と認定された額を除いても多額の預金を相続していた事情を財産分与の「一切の事情」として、合理的な範囲で考慮するのが相当として、夫が支払うべき財産分与額を5000万円に減額変更した。本決定は、最終的な「財産分与の額」の決定において「一切の事情」を考慮する裁量的判断を加えたものといえる。

二 清算的財産分与と裁判実務

1 民法768条が財産分与に関する唯一の規定であり、1947年民法改正の際に新設された規定である。民法768条の立法経緯をみれば、夫婦財産制（民762条）に関して主張された、婚姻中に取得した財産を共有財産とする夫婦共有財産制の採用に代わるものとして、婚姻解消時（離婚時）の財産分与において夫婦財産の清算を実現する趣旨で、同条3項に「当事者双方がその協力によって得た財産の額」を財産分与決定の考慮要素とすることが規定された。さらに、立法者からは、財産分与には、夫婦財産の清算だけではなく、離婚後扶養や慰謝料が含まれ、財産分与の決定においては、家庭裁判所には「その他一切の事情」を考慮する裁量的判断が認められるとされた¹⁾。必ずしも条文上明確とはいえない財産分与の性格については、学説・判例による議論に委ねられたが、財産分与の趣旨が清算的要素を中心とするものである点については概ね一致している²⁾。また、家庭裁判所の裁量に委ねられた財産分与の具体的判断に関しては、裁判実務を通じて、清算的財産分与の決定プロセスが精緻化されてきている。

2 判例³⁾が、清算的財産分与を「夫婦が婚姻中に有していた実質上共同の財産を清算分配するもの」としていることから、裁判実務による清算的財産分与の決定は、①清算対象財産の確定・評価、②清算割合、及び、これに基づく具体的取得分（額）の決定、③分与方法の決定と、給付命令の内容特定というプロセスにより行われる⁴⁾。

まずは、①清算の対象となる財産の確定が必要となるが、清算対象財産は「夫婦の協力によって

得た財産」、いわゆる実質的共有財産とし、婚姻前に有していた財産や、婚姻中の取得であっても相続・贈与等によって得た財産は夫婦の協力の成果とはいえ、各自の特有財産として清算の対象とはならない。そこで、裁判実務においては、基準日⁵⁾において存在する、夫婦各自名義の財産、及び、夫婦共有名義の財産について夫婦双方に婚姻関係財産一覧表の作成提出を求め⁶⁾、それに基づいて、清算対象から除かれる特有財産を認定し、清算対象財産の確定を行う。特有財産の認定に当たり、当事者間で争いがある場合は、特有財産であることを主張する側がそれを証明すべきとされており⁷⁾、立証できない場合は、実質的共有財産として分与対象財産と扱われる⁸⁾。例えば、相続により取得した預金は特有財産であり、取得後も基準日まで、本件定期預金のように他の資金とは区別され独立して維持管理がなされていた場合には、この経緯を立証すれば、特有財産であるとの認定もなされる。しかし、相続により取得した預金を、婚姻後の収入などが入金されている口座に入金した場合は、特有財産と実質的共有財産とが混在する状態となり、通常、そこから生活費などが支出されて入出金が繰り返され口座残高も増減が生じる。清算対象財産の確定のため、基準日の口座残高から特有財産部分（額）を区別することは困難であり、単に、相続により取得した預金額を証明するだけでは、特有財産の証明としては不十分であって⁹⁾、他の証拠資料によって特有財産部分を証明できない場合は、特有財産性を失ったと解され、口座残高は実質的共有財産と扱われる¹⁰⁾。本件において、原審も本件決定も同様の判断に基づいて、清算対象財産額を確定している。

基準日における口座残高のうちの特有財産部分の証明ができないため、相続により預金を取得したことが、清算対象財産額の確定の段階では考慮されない結果となってしまうことについては、次の②清算割合（寄与割合）や具体的取得分（額）の判断の段階において考慮すべきとの見解がある。相続により取得した預金が基準日にそのまま残っているということの証明ができなくとも、これが、預金口座の残高の維持・形成に一定の寄与をしているとも考えられ、相続により預金を取得していた事情を「一切の事情」として斟酌するのが、当事者間の衡平の観点からも相当であるとされる¹¹⁾。本決定も同様の見解に立つと考えられ

る¹²⁾。

三 清算的財産分与と夫婦財産制

1 清算的財産分与に関する裁判実務に対しては、婚姻中の夫婦財産関係の規律である夫婦財産制（法定財産制、民法 762 条）との関係で疑問が示されている¹³⁾。判例¹⁴⁾・通説¹⁵⁾は、民法 762 条が別産制を規定したものと理解し、夫婦財産の個人帰属を基本とする。これに対し、裁判実務が、別産制を修正する立場である実質的共有説を根拠として¹⁶⁾、清算的財産分与を「婚姻中の夫婦の協力により取得した」実質的共有財産の清算と捉え、特有財産（個人帰属）であることを証明できない限り清算対象と扱う点で、法定財産制（別産制）との整合性の欠如が指摘されている¹⁷⁾。

裁判実務が依拠している実質的共有説¹⁸⁾は、民法 762 条 2 項の共有推定が、夫婦間では実体法上の意味を持ち、婚姻中に「夫婦の協力により取得した財産」を、名義にかかわらず実質的に共有に属する＝実質的共有財産と推定する規定と解するものではある。しかし、婚姻中の対第三者関係では 2 項の共有の推定は及ばないとしており、婚姻解消時の夫婦財産の清算の根拠としての主張にとどまる。実質的共有説が、民法 762 条 2 項の共有推定を離婚の際の清算的財産分与に結びつける裁判実務に着想を与えたことは確かではあるが、768 条 3 項は「当事者双方がその協力によって得た財産の額」を財産分与の決定における考慮要素として挙げているにとどまり、清算対象財産の性質や範囲を明確にした上で、夫婦財産制の清算と関連づけているわけではない。

2 比較法的¹⁹⁾には、多くの国が夫婦財産の清算を離婚給付から切り離し、夫婦財産制の終了（解消）時の清算手続として規定している。とりわけ、日本と同様に、婚姻中の別産制を基本としつつも、婚姻解消時に夫婦財産の分配を実現しようとする、複合財産制がある。その中でも、例えば、フランス法の約定財産制である後得財産分配制では、夫婦財産制の解消時に存在する財産額から、当初財産（婚姻中に無償取得した財産も含む）を差し引き、婚姻中の増加額＝後得財産額を算出して、増加額が少ない方が多い方に対し差額の 2 分の 1 の分配請求権を持つ（仏民 1569 条）。後得財産として分配の対象に含まれることを避けた

めには、当初財産であることを主張し、証明しなければならず、当初財産であることを証明できなかった場合には、後得財産と扱われ分配対象に含まれる（仏民 1570 条 3 項、1402 条）。

四 結び

日本の夫婦財産制に関して、立法論ではあるが、財産分与から清算の要素を切り離し、夫婦財産制の枠内に位置づける改正提案が既にいくつかなされており²⁰⁾、フランス法と同様に後得財産分配制の提案もある²¹⁾。これによれば、婚姻中は別産制が基本であり、夫婦各自が取得した財産は、個人に帰属する固有財産となるが、婚姻解消時には、婚姻解消時の固有財産と婚姻時の固有財産の差額が後得財産として、その 2 分の 1 が他方配偶者への分配対象額となる。後得財産からは、婚姻前財産だけではなく、婚姻中に無償取得した財産が除かれるが、そのためには、これらが、他の財産から分別され独立して管理されていることが必要とされている。清算の財産分与に関する裁判実務は、こうした後得財産分配制への改正提案を先取りしたものともいえる。

しかし、明文規定もない中で、民法 768 条の財産分与における清算対象財産の認定をめぐる、特有財産であることの主張・立証を求めていることが、財産分与の審理の長期化の一因ともいわれており²²⁾、本決定のように「一切の事情」を考慮する裁量的判断によるのが相当との見方もある²³⁾。やはり、本来は、夫婦財産制の改正提案にあるように、清算対象財産の明確化や、相続による取得財産も分別管理されていない限り清算対象に含まれることを明文化することが、当事者からの納得を得るためにも必要と思われる²⁴⁾。

●——注

- 1) 本澤巳代子『離婚給付の研究』（一粒社、1998 年）40 頁以下、島津一郎＝阿部徹編『新版注釈民法（22）親族（2）』（有斐閣、2008 年）188 頁以下〔犬伏由子〕。
- 2) 裁判実務においても、清算の財産分与に重きを置いて判断されている（大門匡＝木納敏和「離婚訴訟における財産分与の審理・判断の在り方について（提言）」家判 10 号 10 頁、小河原寧編著『人事訴訟の審理の実情（第 2 版）』（判例タイムズ、2023 年）29 頁。
- 3) 最判昭 46・7・23 民集 25 巻 5 号 805 頁。
- 4) 沼田幸雄「財産分与の対象と基準」野田愛子＝梶村太市総編集『新家族法実務大系 I』（新日本法規出版、

2008 年）484 頁、山本拓「清算的財産分与に関する実務上の諸問題」家月 62 巻 3 号 1 頁、二宮周平編『新注釈民法（17）親族（1）』（有斐閣、2017 年）408 頁〔犬伏由子〕。

- 5) 清算対象財産確定の基準日は、夫婦の協力関係が終了した日、通常は、別居時と考えられている。
- 6) 小河原寧編著・前掲注 2）29 頁。
- 7) 小河原寧編著・前掲注 2）29 頁。
- 8) 松本哲泓『離婚に伴う財産分与』（新日本法規、2019 年）85 頁。
- 9) なお、松本・前掲注 8）91 頁は、特有財産としての入金額を控除した残額を清算対象財産とする扱いもあるとする。
- 10) 大門＝木納・前掲注 2）17 頁。
- 11) 大門＝木納・前掲注 2）16 頁以下。寄与度の問題として考慮する見解（沼田・前掲注 4）490 頁、山本・前掲注 4）35 頁）もある。
- 12) 同様の裁判例として、東京高決令 3・12・24 判タ 1501 号 94 頁がある。
- 13) 常岡史子「離婚給付と離婚慰謝料」二宮周平＝犬伏由子編『現代家族法講座第 2 巻 婚姻と離婚』（日本評論社、2020 年）265 頁以下、久保野恵美子「共有論理による清算的財産分与の限界と課題」道垣内弘人＝松原正明編『家事法の理論・実務・判例 4』（勁草書房、2020 年）44 頁。
- 14) 最大判昭 36・9・6 民集 15 巻 8 号 2047 頁。
- 15) 762 条の解釈をめぐる学説については、二宮周平編・前掲注 4）259 頁以下〔犬伏〕、松久和彦「夫婦財産制と夫婦間の公平」二宮＝犬伏編・前掲注 13）108 頁以下参照。
- 16) 沼田・前掲注 4）487 頁、山本・前掲注 4）2 頁、松本・前掲注 8）50 頁以下参照。
- 17) 横山美夏「財産法からみた夫婦財産をめぐる理論的課題」家族〈社会と法〉35 号 37 頁、43 頁、森山浩江「判例紹介」民商 159 巻 3 号 138 頁。
- 18) 我妻栄『親族法』（有斐閣、1961 年）102 頁以下、加藤永一「夫婦の財産関係について（1）」民商 46 巻 1 号 7 頁。
- 19) 二宮周平編・前掲注 4）220 頁以下〔犬伏〕、松久・前掲注 15）120 頁以下。
- 20) 中田裕康編『家族法改正』（有斐閣、2010 年）33 頁〔大村敦志〕、犬伏由子「婚姻財産制」家族〈社会と法〉33 号 124 頁。
- 21) 中田裕康編・前掲注 20）33 頁〔大村〕。
- 22) 常岡・前掲注 13）269 頁。
- 23) 大門＝木納・前掲注 2）14 頁。
- 24) 法制審議会家族法制部会では、財産分与の見直しについても検討中ではあるが、清算対象財産の明確化の方向にはない。ただし、財産情報開示義務の規定が設けられている（家族法制部会資料 35－1 参照）。